

女性に魅力ある雇用・産業の創出等に向けた事業戦略策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

栃木県(以下「本県」という。)では、これまで栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」及び栃木県版第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生 15 戦略(第2期)」に基づき、本県が将来にわたり、活力ある社会を維持していくため、2060年に総人口150万人以上を確保することを目標とし、東京圏からの移住・定住や関係人口の創出・拡大、産業の振興による地域経済の活性化、結婚や子育て支援の充実等、地方創生の取組を進めてきた。

しかしながら、人口減少・少子高齢化は依然として進行しており、特に20代前半を中心とする若年女性の東京圏への転出超過は未だ顕著となっている。この要因としては様々なものが想定されるが、本県の産業構造や雇用環境を反映した、東京圏への就職等が一つの要因であると推測されることから、本県での就業や東京圏からの転入を促進するための効果的かつ実効性のある施策を立案することが必要不可欠である。

このため、女性を取り巻く環境の変化やニーズ、女性に魅力ある業種・職種、働き方などを的確に把握・分析した上で、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や、本県特有の地域特性、将来のビジネス環境の展望等も踏まえながら、従来の発想にとらわれず、女性に選ばれる新たな雇用・産業を創出することにより、県内への定着を促し、転出超過の改善を図るとともに、本県産業の更なる振興につなげるため、本県の取組の方向性や具体的な施策(案)を示す戦略を策定するものである。

2 業務概要

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 業 務 名 | 女性に魅力ある雇用・産業の創出等に向けた事業戦略策定業務 |
| (2) 業 務 内 容 | 別紙「女性に魅力ある雇用・産業の創出等に向けた事業戦略策定業務
業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり |
| (3) 契 約 期 間 | 契約締結日から令和6年3月8日(金)まで |
| (4) 委託料上限額 | 34,400,000円(消費税及び地方消費税を含む。) |
| (5) 担当所属及び
問い合わせ先 | 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
栃木県産業労働観光部産業政策課次世代産業創造室
電話 028-623-3203 FAX 028-623-3167
電子メール sangyo@pref.tochigi.lg.jp |

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、「その他のサービス」の入札参加資格を有する者であること。

- (3) 参加表明書及び企画提案受付期間までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づき指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成 22 年栃木県条例第 30 条)第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和5年2月 10 日(金)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和5年2月 16 日(木)午後5時必着
ウ 質問に対する回答	令和5年2月 20 日(月)
エ 参加表明書の提出期限	令和5年2月 22 日(水)午後5時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和5年3月 8 日(水)午後5時必着
カ プレゼンテーション・ヒアリング	令和5年3月 20 日(月)
キ 選定結果の通知・公表	令和5年3月 24 日(金)(予定)

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間:令和5年2月10日(金)～令和5年2月22日(水)
(イの担当所属で配布する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- イ 配布場所:上記2(5)の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ(お役立ちインフォメーション-入札・公売)からダウンロードできる。

※URL(<http://ww.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式1)により電子メールにより提出すること。

なお、質問書を送信した場合は、電話にてメールの受信確認を行うこと。

- ア 受付期間:公募開始日～令和5年2月 16 日(木) 午後5時必着
- イ 質疑方法:電子メールにより、2(5)に提出すること。

※メールの件名には、「女性に魅力ある雇用・産業の創出等に向けた事業戦略策定業務に関する質問書の提出について(御社名)」と記載してください。

- ウ 回答期日:令和5年2月20日(月)
- エ 回答方法:回答は栃木県ホームページ(4(2)イの URL)に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(別記様式2)及び確認書(別記様式3)を作成し、下記の期限までに提出すること。

- ア 提出期限:令和5年2月22日(水) 午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所:2(5)

ウ 提出方法:持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

※郵送等の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※封筒には、「女性に魅力ある雇用・産業の創出等に向けた事業戦略策定業務委託
参加表明書 在中」と記載すること。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和5年2月 27 日(月)午後5
時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(5)企画提案書の提出

参加表明書の提出後、別に定める業務委託仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送等により提出すること。

※郵送等の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※封筒には、「女性に魅力ある雇用・産業の創出等に向けた事業戦略策定業務委託
企画提案書 在中」と記載すること。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容(目的、効果、訴求ポイント等)

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、13 部(正本1部、副本 12 部)とするとともに、電子媒体(PDF
ファイル)としてCD-ROM 等に正本及び副本を格納し提出すること。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名及び商号を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する(諸経費や消費税も区別する)とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6)企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例(平成 11 年栃木県条例 32 号)に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別表「女性に魅力ある雇用・産業の創出等に向けた事業戦略策定業務 評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

ア 日時

令和5年3月20日(月)

※時間等、詳細は別途連絡する。

イ 場所

栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号 栃木県庁内

※詳細は別途連絡する。

※原則として、対面により実施する。

ウ プレゼンテーション・ヒアリングの時間

40分程度(企画提案書の説明20分、質疑応答20分)

※企画提案書の説明については、20分が経過した場合は、直ちに提案説明は終了とする。

企画提案者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

エ その他

(ア) 企画提案の説明及び質疑応答は、実施体制表に記載した者のうち主たる担当者が行うこととし、入室は5名以内(協力事業者を含む)とする。

(イ) 会場には県側でプロジェクタ及びスクリーンを用意する。

(ウ) プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

(エ) プレゼンテーションは、事前に提出した資料のみを用いて行うものとし、追加資料の提出は一切受け付けない。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見(採点等)を聴取し評価を行う。

(4) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価の総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 総合点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積額の範囲内で見積書を再作成

- し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、総合点が480点未満の場合は、契約候補者として選定しない。
- エ 参加者が1者の場合でもウの基準により、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(5) その他

- 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ(お役立ちインフォメーション-入札・公売)に公表する。

【公表事項】

- (1) 契約候補者の名称
- (2) (1)以外の参加者の数

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

8 プロポーザルの変更等

- (1) 令和5(2023)年栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、本プロポーザルの変更等を行うことがある。

別表 女性に魅力ある雇用・産業の創出等に向けた事業戦略策定業務 評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員(8名)が採点する。
- 2 企画提案者の中で評価の総合点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 各選定委員による評価の合計点が480点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

(100点満点)

評価項目	評価内容	配点
1 業務内容の理解度	委託業務の目的や内容、本県の地域特性、人口及び産業構造について十分に理解しているか。	15点
2 政策の理解度	地方創生及び本業務に関する、国や本県の政策について十分理解しているか。	15点
3 業務内容に対する熱意	委託業務を通じて、広い視野を持って本県職員と協働し、本県の立場に立って、将来の飛躍に向けて構造的な課題の解決を図ろうとする熱意があるか。	15点
4 提案内容の優良性	提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。	10点
5 提案内容の独創性	既存の枠組みにとらわれることなく、独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	10点
6 業務遂行の柔軟性	県やその他関係者の意見等を踏まえ、検討内容を都度柔軟に見直し、精緻化を図る工夫があるか。	10点
7 業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	10点
8 業務実施の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等以上の成果が期待できるか。	5点
9 必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5点
10 専門的知識	業務を遂行するために必要な類似事例に関する知見や専門的な知識を有しているか。	5点

(選定委員)

選定委員は、次の8名とする。

NO	所属	職名・担当名	備考
1	産業労働観光部産業政策課	次長兼産業政策課長	委員長
2	産業労働観光部産業政策課	次世代産業創造室長	副委員長
3	産業労働観光部産業政策課	主幹兼課長補佐	
4	総合政策部総合政策課	政策企画・地方創生担当	
5	総合政策部地域振興課	地域振興・移住促進担当	
6	県民生活部 人権・青少年男女参画課	男女共同参画担当	
7	保健福祉部こども政策課	子育て環境づくり推進担当	
8	農政部経営技術課	担い手育成担当	